

オウム

岡崎被告死刑確定へ

最高裁が 減刑を認めず 上告棄却

89年に坂本弁護士一家3人と元信徒1人を殺害した二つの事件で殺人罪に問われ、一、二審で死刑とされたオウム真理教元幹部・岡崎(養子縁組で宮前に改姓)一明被告44の上告審で、最高裁第一小法廷(島田仁郎裁判長)は7日、被告の上告を棄却する判決を言い渡した。10日以内に判決の訂正申し立てがない場合、一連のオウム裁判で、初めて死刑判決が確定する。二審で死刑判決を受けて上告した8人の被告の中で最高裁判決が出たのも初めて。

14・15面に関係記事

この日の判決は、岡崎被告の自首の成立を認めながら減刑せずに死刑を宣告した一、二審判決を支持した。地下鉄サリン事件実行犯で12人の殺人などに問われながら、同じく自首を認めて無期懲役とした林郁夫受刑者に對する東京地裁判決(確定)とは対照的な結論となった。

判決理由で第一小法廷は「動機は教団の組織防衛のみが目的で酌量の余地はない。犯行態様は組織的かつ計画的で、冷酷、残忍だ。遺族の処罰感情は厳しく、社会に与えた影響も大きい」と述べた。そのうえで、「自首し、反省していることなどを考慮しても、刑事責任は極めて重大と言わざるを得ない」とした。

2月の弁論で、弁護側は「林受刑者が無期懲役だったことなどを考えても、岡崎被告を死刑にするのは罪刑の均衡を甚だしく欠く」と二審判決が、長期間自首しなかったことを非難して減刑しなかつたのは、自己に不利益な供述の強要を禁止した憲法に違反する一などと主張した。

3月の地下鉄サリン事件後に教団に強制捜査が入った翌4月の聴取で、坂本事件への関与を認め始めた。これらは「自首調書」としてまとめられ、公判では起訴事実を認めていた。

島田仁郎(泉徳治)才口千晴の3裁判官の全員一致での判決だった。検察官時代にオウム捜査に関与した甲斐中辰夫裁判官は判決にかかわっていない。横尾和子裁判官もかわっていないが、理由

は明らかではない。最高裁の小法廷は5裁判官での審理が原則だが、3人いれば裁判は成立する。



朝日新聞



画. 宮前一明

14被告の審理残る

死刑・無期3人は服役中

地下鉄、松本而サリンや坂本堤弁護士一家殺害など一連の事件では一、二審で死刑判決を受けた被告は13人、無期懲役の判決を受けた被告は5人

いる。このうち、上告審段階の被告は、岡崎被告のほかは9人、控訴審で死刑7人、無期懲役2人いる。控訴審で審理中なのは松本智津夫被告ら5人（一審でいずれも死刑）。残る3人は無期懲役が確定し、服役している。

控訴審では現在、5人のうち新実智光被告の公判が始まっているが、それ以外の4人についてはまだ第1回公判の指定もない。

認定された事実

一、二審で死刑とされた田口修三さん（当時21）の首をロープで絞めるなどして殺害した。

②同年11月4日未明、ほかの信徒5人と横浜市の坂本堤弁護士（当時33）宅に侵入。坂本さんと妻郁子さん（同29）、長男龍彦ちゃん（同1）の首を絞めるなどして殺害した。

③89年2月上旬、静岡県富士宮市内の教団施設においてコンテナの中で、ほかの信徒4人と

「死刑の確定 釈然とせず」

岡崎被告の弁護団のコメント。約9年半を経てこの日がやってきてしまったという感慨がある



岡崎被告の審理

【最高裁】

- 岡崎 一明 (死刑/坂本事件など) 一確定
- 横山 真人 (死刑/地下鉄事件など)
- 端本 悟 (死刑/松本、坂本事件など)
- 林 泰男 (死刑/地下鉄事件など)
- 早川 紀代秀 (死刑/坂本事件など)
- 井上 嘉浩 (死刑/地下鉄事件など)
- 豊田 亨 (死刑/地下鉄事件など)
- 広瀬 健一 (死刑/地下鉄事件など)
- 中村 昇 (無期/松本事件など)
- 杉本 繁郎 (無期/地下鉄事件など)

【高裁】

- 新実 智光 (死刑/地下鉄、松本、坂本事件など)
- 遠藤 誠一 (死刑/地下鉄、松本事件など)
- 中川 智正 (死刑/地下鉄、松本、坂本事件など)
- 土谷 正実 (死刑/地下鉄、松本事件など)
- 松本 智津夫 (死刑/地下鉄、松本、坂本事件など)

【確定】

- 林 郁夫 (無期/地下鉄事件など)
- 北村 浩一 (無期/地下鉄事件など)
- 外崎 清隆 (無期/地下鉄事件など)

＜注＞呼称略。かつこ内は直近の判決と関与した事件。「地下鉄」は地下鉄サリン事件、「松本」は松本サリン事件、「坂本」は坂本堤弁護士一家殺害事件の略。

ま、これにふたをする結果になったとの不満が残るのではないだろうか。

「執行しないぞ」

被害対策弁護団など岡崎被告の死刑判決を受けて、オウム真理教被害対策弁護団（小野毅事務局長）と日本脳カルト協会（浅見定雄会長）は7日、死刑を執行しないよう求める声明を相次いで発表した。

弁護団は「許せない犯罪」としながらも、「死刑を執行すべきは首魁者である松本智津夫被告だけだよ。岡崎被告を含む実行犯らに対しては死刑判決を執行すべきでない」とした。

協会は「カルト性の高い集団で起きた絶対的指導者の指示による犯罪について、命を奪う死刑を言い渡し、さらに執行することはまったく正しくない」と述べた。

「事件の総括 発信したい」

養父の宮前さん

岡崎被告は昨年6月、禅寺「玉龍寺」（岐阜県関市）の住職、宮前心山さん（69）と養子縁組した。拘留所内では花鳥風の墨絵を描き、被害者の冥福を祈ってお経を唱える日々という。

確定後も接見できる見通しの宮前さんは、彼なりのオウム事件の総括やメッセージを何らかの形で発信していきたい。

朝日新聞 二〇〇五年四月七、夕刊

おわりに——冤罪はすべての人を苦しめる

偏見や先入観を持って物事に対処すれば、正しい判断ができないため、誤った結果がもたらされま
す。「坂本弁護士失踪事件」後の経緯を冷静に振り返ってみるならば、まさにそれに当てはまります。
オウム真理教側は宗教団体の制約範囲内において、その時点での可能な限りの誠意ある協力を行ない、
その都度質問に対して回答をしてみました。しかし、捜査の専門家でない一部弁護士の方は当初から
マスコミや「オウム真理教被害者の会」による情報の影響を強く受けて偏見を抱いていたため、その
回答に疑念を抱いて、かたくなに信用しようと思わず、世論と警察の捜査を自分達の意向する方向に誘
導し、事件を半ば迷宮入りさせてしまいました。その結果としてオウム真理教信者に対する大規模な
人権侵害を惹起し、多くの人々に多大な苦しみをもたらした責任は、発言の影響力が強い職業である
だけに、逃れられない極めて重大なものであると思われまます。

周知のとおり、戦後、多くの冤罪が捜査当局の誤解や偏見によって生み出されてきました。もしこ
の事件が長期化、泥沼化するならば、その度に率先して冤罪を防止し、人権擁護に努めてきた弁護士
の方々の輝かしい歴史に傷を付けることにもなりかねません。救援活動の方向性が改められない限り、
当事者のすべてが、いつ果てるともない苦しみの中で耐え続けなければならないのです。

本文を通じて述べてきたことからおわかりのように、坂本弁護士のご家族とオウム真理教の信者
こそ、今、坂本弁護士失踪事件の解明を最も待ち望んでいる者達であることをご理解いただきたいの
です。当教団の信者のそれは、坂本弁護士のご家族のものとは比べても決して劣ることのない強い願
いとなっています。なぜなら、それによって、ひどく苦しめられ、しかもだれも助けてくれる人がおら
ず、一生このままで終わるのだろうか、私達が何をしたらだろうかと日々思いながら生活していかね
ばならないのですから。

私達を最後にして、もうこれ以上の人々が決して苦しむことのないよう祈りながら、弁護士の皆様
方には、弁護士本来の人権尊重と弱者擁護の精神に立ち返り、冷静で正しい救援活動をしてください
ますよう、心よりお願いいたします。

報道されない真相

坂本弁護士一家失踪事件における
オウム真理教信者に対する人権侵害

1991年5月25日 発行

31

発行 宗教法人オウム真理教
発行所 東京都江東区亀戸7-40-7

『大きな岩が三つ』

— 注目していた説法

懐かしき資料

1989年11月4日 尊師直弟子用説法

於・富士山総本部道場

〈オウム三唱〉

今日は四時ちょっと前ぐらいから、まあ、君たちが普段受けているアーモンドの修法を、まあ今までね、途中で小さな用事がいくつかあったけども、行なったわけだけども、雑念が今日は五回ぐらい出てきたね、その中で、で、今日は何の話をしたいかというと、欲について話したいと思います。

君たちは欲を肯定する立場にあるか、あるいは否定する立場にあるかと聞いた場合、どう答えますか。おそらく、教学を全くしていない人はわからないと。教学を少ししている人は、いや、それは欲は否定すべきであると。教学をよく行なっている者は、いや、それは条件によって、〈きょうが〉ね、欲を肯定し、条件によって欲を否定すべきである、というふうに考えるだろうと。つまり、欲求の方向性が大切なんであって、欲求そのものは意味がないんだということだね。

じゃあ、欲求の方向性が大切とは、一体何だろうか。ここに空腹な者がいたとしよう。そして、ラーメンが食べたい、ラーメンが食べたい、ラーメンが食べたいと念じた。そして、その欲求はあるけども、ラーメンが食べられなかった。単に【or他に】食べる物もなかった。そして、一日が過ぎ、二日目、ね、目の前にラーメンが出されたとしようじゃないか。そして、それをすすって食べた。どうだ、君たちは。このときにこの空腹を感じていた人は、歓喜すると思うか、しないと思うか。——そうだ、そのとおり歓喜するよ。わたしは食べた、ラーメンを食べたと、おいしいと思う。

ところがもし、ここに空腹な人がいたとして、その人は空腹について、何の心の働きも生

じなかったとしよう。そして、一日が過ぎ、二日目にラーメンが出されてラーメンを食べたと。これはどうだ。あ、わたしはラーメンを食べたと。そこに歓喜は生じるか生じないか。つまり、欲求というものは、その行為に至るときの心の状態を、もうすでに表現していると言うことができる。

では、ここに修行者がいて、自分は修行したいんだ、修行したいんだ、修行したいんだと考えていると。あるいは、ワークをしたいんだ、ワークをしたいんだ、ワークをしたいんだと考えていると。そして、功德を積むぞ、功德を積むぞと普段から考えてると。そういう人がいたとしよう、ね。そして、初めのうちは三時間、四時間しかワークをさせてもらえなかったと。あるいは功德を積む時間がなかったと。あるいは、瞑想〈する〉修行をする時間がなかったと。ところが、例えばその人が欲求してて、一日中瞑想できるようになったと。このとき、この人は喜ぶと思うか喜ばないと思うか、どうだ。

ところが、ここに修行者がいて、これは修行者というのは名ばかりで、ただ淡々と生きてると。何の欲求も持っていないと。そして、日々の生活に追われ、何となく一日が過ぎると。今日も一日ワークが終わったと、あしたも一日ワークが終わったと。この状態で、はい、あなたは瞑想修行に入んなさいと言ったとき、その人は瞑想修行において、うれしい、わたしは瞑想修行ができるんだという欲求、あるいは喜びが出ると思うか。

君たちに質問をしたい。もし、この人間の世界に川の流れがあるとしよう。この川の流れの世界は、ね、上流と下流があるとしようじゃないか、ね。つまり、上流と下流というのは何を表わしてるかというのと、要するに川の方向性を表わしてると。川の流れの方向性を表わしていると。いいかな。そして、この川の流れの方向性がだ、ね、地獄に向かって流れていると思うか、それとも天界へ向かって流れていると思うか、どうだ。

よし、ではもう一つ質問しよう。この、地獄に向かって流れている川の流れを、上流に泳ごうとした者がいたとしようじゃないか、ね。もし、その人が全力で上流に向かって泳いだとしたら、どこへ行き着くと思うか。どうだ。当然、天界を越え、マハー・ニルヴァーナに行き着くわけだね。

ということはだ、川の流れは下流に向かっていて。その下流に向かっていて川の流れに対して、上流に向かって全力で泳ぐとした場合、どうだ君たちは、大変だと思うか、大変じゃないと思うか。そして、ほっとけば下に流されるか、それとも上へ流されるか。

そして、じゃあ、川の流れと同じぐらいのスピードで上流に向かって泳いだらどうなると思うか。止まっているかのように見えるね。しかし、実際は止まっているか止まっていないか。実際は、川は下流に向かって流れていると。しかし、その人だけは上流に向かって流れ

てると。ただ、その人のスピードが遅いから、ね、止まってるかのように見えると。

つまり、ここはポイントだよ、修行には三つあるということだ。何かというと、第一は、川の流れるには逆らいきれないけども修行していると。例えば、一日五分、十分マントラを唱えてると。ね、これはTMなんかがそうだけでもね。徳を積まないで、ただ単にマントラを唱えてると。これは、川の流れるに逆らおうとはしているけども流されてると。しかし、他の人に比べて流れていくスピードは遅いと。よって落ちる世界は、どうだ。世界の中でも高いと。

いいか、じゃ次にだ、第二の修行者のタイプは、川の流れると同じスピードで逆向きに泳いでると。よって、止まってるかのように見えると。この人は最も人間的な人だと。最も情のあふれる人であると言うことができる。どうだ、この人は。この人は、しかし、永遠にそのスピードで泳いでいる限り、マハー・ニルヴァーナに到達することはない。

そして、第三番目に、川のスピード、下流に流れる川のスピードよりも強い速いピッチで泳いでると。この人は、どうだ。その人のスピードによって、一生、あるいは十生、あるいは百生、あるいは千生にてマハー・ニルヴァーナに到達するだろう。

そして、ここで言う川の流れるとは何かと。それは煩惱だ。しかも、その煩惱は君たちが普段意識している、例えば性欲とか食欲というだけの煩惱ではない。例えば、睡眠に対する欲求もあるかもしれない。例えば、名誉に対する欲求もあるかもしれない。例えば、地位に対する欲求もあるかもしれない。例えば、排斥したいと願う心の働きかもしれない。例えば、貪りかもしれない。例えば、真理を全く理解できない、そして現世的な、一時的にわたしたちを満足させるけども、本質的にわたしたちのエネルギーを低下させる、そういう欲求をよしとする心の働きかもしれない。すべては煩惱である。そして、煩惱の川の流れるは、上流から下流に向かって流れているんだということを意識しなければならない。そして、放っておけば必ず落ちる。必ず行き着く先は地獄である。

しかし、わたしがこのような話をしたとしてもだ、君たちの中で理解できない人もいるかもしれない。そして、これを本当に理解できるようになるためには、君たちが功德を積み、そして、日々の瞑想修行、その瞑想修行にいかにか心を乗つけるかということだ。

例えば、「自己の苦しみを喜びとし、他の苦しみを自己の苦しみとする」と。これを単に唱えるというんじゃないで、本当に、ああ、自己が苦しいときこれを喜びとしよう。そして、他が苦しんでるとき、本当に、ね、苦しみにしようじゃないかと。そういう意識でマントラを唱えているかだ。

あるいは、「ホー、湖面に映る虚像のような、様々な幻影に引きずられ、輪廻の大海を浮

沈する生き物たち。彼らすべてが絶対自由・絶対幸福なるマハーヤーナにて安住することができるよう、四無量心込めて大乘の発願をいたします」。このような唱え方をするのか、ねえ、その「ホー」という言葉、そのヴァイブレーションに自己の四つの無量心に乗っけたいと。そして、一切の幻影、先程言った上流から下流へ流れていく煩惱の流れに引きずり込まれ、もがいているその魂を見て、本当に哀れだと、早く上流に向かって泳ぎなさいよと、お手伝いするからと、そういう気持ちが持てるかどうかだ。

つまり、わたしたちは止まっている、悪業をなさないと、例えばしようじゃないか。悪業をなさないかのように見えていても、実際は下流に流れているんだということを意識しなければならない。

そして、徳を意識して積む。心の浄化する瞑想を意識して行なって、はじめて上流に向かって泳ぎ出したんだと。あるいはワークにおいて、その意義を見いだす。例えば、自分は大乗の船の一部分を担っているんだと。自分がもしこのパートを外したならば、この船は沈没するかもしれないと。全力で、全精力を傾けて、今与えられた自己の功德を積める場を守るぞと、そして一生懸命積むぞと、これを日々認識できるかどうか、君たちが上流に向かって、遠い遠い遠い最上流のマハー・ニルヴァーナに到達できるかどうかの、ただ一つのポイントであるということを認識しなければならない。

この世において、真理というものがある。真理とは何かと云ったら、金があると、そうするとある程度の人や動くという真理だ。しかし、そんなものは本質的な真理ではない。なぜわたしが“この世”と言ったかについていうのは、そこにある。本質的な真理、それは何かと。わたしたちは必ず死ぬんだということだ。わたしたちは必ず病むんだということだ。そして、老いるんだということだ。そして、この三つの軍勢、あるいは心に生じてくる苦しみとか悲しみとか憂いとか、そのような軍勢を打ち破ることができるのは、先程言った、意識すること、そして意識して心のけがれを取り除くということ、意識して功德を積むということだ。そして、これが大乘の功德の積み方のベースの考え方である。

少し、難しい話をしよう。じゃあ、ヴァジラヤーナの功德の積み方はどうなんだと。ここに、山を越えて反対側に行かなければならない人がいたとしよう。その途中にね、大きな岩が三つあると。そして、迂回して行くならば目的の日、時間に到達しないと、ね。ここでヒナヤーナはこう考える。しかし、それは自己のカルマであるから迂回して行こうと。

そして、ヴァジラヤーナはこう考える。だとするならば、例えばダイナマイトを使ってふっ飛ばして行けばいいじゃないかと。例えば、ダイナマイトで駄目だったら、もっと強い爆薬を使ってふっ飛ばして行けばいいじゃないかと。そして、反対側に行くことが多くの人

の利益になるとするならば、当然行かなければならない。多くの魂の利益になるとするならば、当然行かなきゃならないと。そして、ヴァジラヤーナの菩薩はどう考えるのだろうか。ここで、多くの生き物、例えば小さな虫とか、そういうものが、爆破されることによって死ぬかもしれない。それによって、地獄へ至るかもしれない。だとすると、自己が反対側に到達することによって、多くの魂が修行が進み、そして、早く真理を気づき、悟り、マハー・ニルヴァーナに到達できるんだったら、そのカルマをしょいましょうと。そして、地獄へでも餓鬼の世界へでも行きましょうと。こう考えるのがヴァジラヤーナの菩薩、あるいは仏陀に至るための修行をしている者の考え方であると。

そして、ここがポイントだね、すべての修行の背景にあるもの、これは、すべての修行というのは、ここでは一応三つを挙げよう、大乘、そして金剛乗、ヴァジラヤーナだね、マハーヤーナ、ヴァジラヤーナ、タントラヤーナ、真言乗だね、この三つの背景にあるものは利他の心である。自己をいかに捨て、そして、他を救済することができるかどうか、これが修行のポイントになってくる。それに反して、ヒナヤーナは自己の安祥【あんじょう】、自己の平安、そして自己の自由を考える。

よって、ま、この中にも新しいシッシャ、あるいは長期バクティの者がいるみたいだけでも、よく考えなければならぬ。それは何かというと、今わたしはヴァジラヤーナの一部を説いた。しかし、法というものは、ダルマというものは、その背景に絶対的な真理を守護する、あるいは絶対的な真理に到達する、あるいは絶対的な真理に向かっている人たちをいち早く導く、そのような心を最高の崇高な心だといっている。

とはいっても、まだ自己の苦しみに没入している者が、〈他の苦しみがかりか、〉他の苦しみを理解できようはずがない。あるいは、他の苦しみを救済できようはずがない。それも一つの真実だ。しかし、自己の苦しみを苦しみとし、他の苦しみを、他の憂いを自己の修行の根本と置くことができるならば、その人はすでに大乘としての種子が植え付けられていると言えよう。

そして、いかなる方法においても、いち早く他を最終の地点まで導こうと考える心、これをヴァジラヤーナの仏陀の心、あるいは菩薩の心、あるいはタントラヤーナの仏陀の心、あるいは菩薩の心と言う。そして、危険なく一緒に、しかし確実に行こうとする心、これを大乘の菩薩の心、あるいは仏陀の心と言う。そして、行き着く先は何かといたら、マハー・ニルヴァーナである。

今日は、ちょっとね、難しい話をした。ね。しかし、教学のできている者、きちんと教学のできている者はわたしの言いたい内容について、あるいは法の裏側にあるもの、法の奥に

あるものについて理解できたはずだ。しかし、もし、教学をろくにやらないで普段から煩悩的な思考にとらわれてる者は、そしてその川の流れをよしとしている者は、今日のわたしの話を聞いたとしても何にもわからないと。

最後に、例えばここに修行者がいて、その修行者が三年間、一生懸命上流に向かって泳ごうとしたとしようじゃないか。しかし、もう疲れたと、自分は川の流れに身を任した方がいいんだと考えたとしよう。この人の来世はどうなると思うか、どうだ君たちは。来世の真理に対する縁はどうだと思うか。

ある坊さんがいて、この坊さんが他の——これはインドの話だけどね——他の教団の者に捕まったと。これは、イスラム教の人間だね。そして、その坊さんはいつも、仏法僧に帰依いたします、仏法僧に帰依いたします、仏法僧に帰依いたします、これは、ね、〈オーム・ナマ・ブッダヤ、オーム・ナマ・エ、申し訳ない、〉オーム・ナマ・ブッダヤ、オーム・ナマ・ダンマヤ、オーム・ナマ・サンガヤ……と、このマントラを唱えてたと。お前がそのマントラをやめたら、いいかな、殺さないと。しかし、やめなかったら殺すぞと言われて、殺された坊さんがいると。どこへ行ったと思うか、君たちは。それだけ信があったんだから、相当の高い世界へ行ったんじゃないかと思わないか、どうだ。これは、仏典ではトウ利天に行ったことになっている。

ということは、たかだか三年修行をやって、そしてまあ、ある程度の靈的経験をして、それをドロップアウトして、そしてその川の流れに身を任せ、現世〈の〉——特に近ごろ現代はけがれているから——に身を完全に任した者はどこへ流れ着くと思うか、君たちは。どうだ。地獄に行くかもしれない。餓鬼に行くかもしれない。あるいは動物へ行くかもしれない。

そして、わたしは、今最も厳しい修行をしているオウムの信徒のレベルで、よっぽど徳が高くないと天界へ行けないと思うね。次に、ある程度修行してれば人間界だと。しかも、そのある程度も、かなりのペースである程度だね。そして、オウムの信徒でも、修行しなかったら当然落ちるだろう。それは信徒とは呼べないから。なぜかわかるか。信徒とは、法を信じ、グルを信じ、そして法友を信じ、一生懸命修行する人を信徒という。そうじゃないか君たちは、どうだ。ところがそれができなければ、それは信徒とは言えない。単なる入信手続きをなした人ということになる。

そして、君たちは、ね、わたしから見てても大変な泳ぎを行なっていると。上流に向かって一生懸命泳ごうとしていると。そして、君たちが早く最終地点、マハー・ニルヴァーナに着くことを祈って、今日の法話としたいと思います。

〈オウム三唱〉

(日本脱カルト協会)

声 明

最高裁判所は、本日、オウム真理教の元信者宮前一明被告の弁護側上告を棄却した。一連のオウム事件では、教祖麻原彰晃こと松本智津夫被告以外で、構成員12名に死刑判決が下されているが、初めての確定となる。

同被告は、坂本弁護士一家殺人事件、田口修二君殺人事件にかかわったのであり、その罪は極めて重い。

しかし、当協会は右死刑判決に対する上告棄却に抗議し、法務大臣において構成員の死刑判決が確定しても、決して執行しないことを強く望むものである。

すなわち、仮に死刑制度の存続を前提としてであっても、かようなカルト性の高い集団での絶対的指導者であるグルの指示による犯罪について命を奪う死刑を言い渡し、さらに執行することは、まったく正しくない。当協会会員らは宮前被告の高裁法廷を初め、一連のオウム裁判に次々と鑑定人また証人として出頭し、その一環として何度も面談し、時には裁判所の要請により拘置所にて、ご家族の要請により刑務所の了解も得てカウンセリングを重ねてきた。

その中で改めて確信したことは、いずれの被告人も、松本被告と同人が作ったシステムの中で、それまで各人がもっていたビリーフシステムを、巧妙に「グル麻原彰晃尊師に絶対的に服従する」「グルの指示で人を殺すのは良いことだ」などに入れ替えられたうえでの事件だったということであった。

この重大な事実は、事件のあまりの極悪非道さによってか、井上被告に対する一審判決を別とすれば殆ど主文に反映していないが、その直接撒布したサリンによって8人もが死亡した林泰男被告に対する一審判決のいう「およそ師を誤まるほど不幸なことはなく、この意味において、被告人もまた、不幸かつ不運であったと言える」に分かるように、事件の真相を知れば知るほど明確に分かってくることである。実際、これらは取調官こそ理解していたものであり、1995年初夏、東京地方検察庁次席検事が「マインド・コントロールの影響で取り調べは困難を極めた」と述べたことを軽視してはならない。実行犯らは実態としてグル麻原のロボットだったのであり思考を停止した状態だったと評価するほかないのである。宮前被告においても、数ヶ月に上る暗黒の独房修行の中で、変性意識状態の中でグル麻原への絶対的な服従を植え付けられていたのであり、その後の脱走はあったが、麻原の桎梏は離れ得ていなかった。

当協会会員らのもとには、今も、破壊的カルトに絡めとられた家族らの相談が引きもきらない。オウム事件の実行犯もまったく人ごとではなく、誰の子どもでも、またどここの親がその立場になっても不思議ではないことを実感する。

また、諸外国の同じ問題意識を持つ学者・カウンセラーとの集まりや、外国のマスメディアから取材のとき真に感じることは、一連のオウム裁判は、破壊的カルト集団が犯した事件に対する審理として、殆ど世界で初めての裁判であり、世界中が注目していることである。

かようなとき、12名に対して命を奪う死刑を言い渡し、さらに執行することは、日本の司法と司法行政が、破壊的カルト集団の本質を理解していないことを世界に示すものとなってしまふものであり、日本の歴史に重大な禍根を残す。

宮前一明らは、オウム真理教と自己を死ぬまで分析・反芻しつつ、自らの罪を負っていくべきである。未だグル麻原の桎梏を離れていない被告人もいるが、彼らに対しても息の長い周囲からの働きかけが必要である。それによってこそ、未だ信者の残る「オウム真理教」も真に崩壊し、かつ破壊的カルト集団がどのような心理的機序により違法行為を重ねるのか、また殺人まで犯すのかを明確にでき、類似の集団による同様の事態を防止することにも資することができる。

以上の理由により、私たちは、本日の上告棄却に強く抗議する。法務大臣においては、構成員らの死刑判決が確定しても決して執行しないことを強く望む。

2005年4月7日

日 本 脱 カ ル ト 協 会
代表理事 浅見定雄

最 高 裁 判 所 御 中
法 務 大 臣 御 中

(当協会は、心理学者、聖職者、臨床心理士、弁護士、精神科医、宗教社会学者、カウンセラーそして「議論ある団体」の元メンバーやご家族らで構成されている120人ほどのネットワークである。破壊的カルトの諸問題、カルトに関わる個人および家族へのカウンセリング経験についての交流およびカルト予防策や社会復帰策等の研究をおこない、その成果を発展・普及させることを目的としている。設立1995年6月、旧称日本脱カルト研究会)

(オウム真理教被害者対策弁護団)

本日、最高裁判所は、オウム真理教の元信者宮前一明被告（旧姓佐伯、岡崎）に対し弁護側の上告を棄却した。一連のオウム真理教事件では、麻原彰晃こと松本智津夫被告の外に12名の死刑判決が下されているが、初めての最高裁判決である。

宮前被告の犯した事件は、他の信者とともに、坂本堤弁護士と妻都子さん龍彦ちゃん（1歳2ヶ月）を殺したもの、そしてそれ以前に、出家をやめようとした信者を他の信者と共に殺害もしていたというのである。その罪の重さは著しく重く、なканずく我が弁護団を作った坂本堤弁護士ばかりか何の関係もない家族まで残虐に殺し、6年間も私たちや警察の追求にもこの事件のことを隠しとおしてきたのであり、到底許すことはできない。

一方、これらの事件は松本智津夫被告の指示でなされたものであり、オウム真理教の特異な教義のもとではグルである松本被告に対して全ての信者が絶対的に服従しなければならない状態だったということも、多くの裁判の審理を通じて明らかになっている。

宮前被告を含めたオウム真理教の信徒たちは極悪非道の数々の犯行を重ねた。これらの犯行の中には、捜査機関の問題意識の低い中で捜査ミスを重ねた結果、次々と起こされてしまったものも多数存在する。警察の対応ばかりでなく、各種の行政機関の対応も極めて十分であった。しかるに、本格的強制捜査後10年もたっているのに、オウム真理教に対して国や社会として何ができたのか、どうすべきであったのかという観点からの、国の本格的調査は全くなされていない。また、事件の被害者に対する補償も十分にはなされておらず、国はこれを放置している。

このようなことでは、類似の集団による同種事件の再発を防ぐことはできない。国がなすべきことは、オウム事件が前代未聞の事件であったことに鑑み、その人的被害については十分な補償を行うことであり、再発防止のために死刑囚らを含め関係人らすべてから十分な調査を行い、破壊的カルト問題や化学兵器を製造使用した事件の特質を研究し、カルト予防を含め十分な対応策を構築することである。

今後の問題を検討していく場合、宮前被告を含めたオウム真理教の死刑囚については、死刑の執行よりも遙かに大きな役割があるのであり、私たち弁護団としては彼らにそれを語り続け、未来の日本への警笛を鳴らし続ける役割を期待するものである。死刑を執行すべきなのは、首魁者である松本被告だけでよい。他の実行犯らに対して、死刑判決を執行すべきではない。よって、宮前死刑囚について、死刑の執行をしないことを望む。

以上のとおり、声明とする。

2005年4月7日

オウム真理教被害対策弁護団
事務局 長 小野 毅

(参考)

1 2 ページ記事の元原稿

オウム真理教被害対策弁護団

カナリヤの会窓口 弁護士滝本太郎

オウム事件は終わっていない

1 オウム事件は終わっていない。

つい先頃も、オウム集団の本流アーレフは、ステロイド入り薬剤をそうでないと偽って販売して数千万円を稼いでいた。温熱修行では分派のケロヨンクラブはもちろん、本流のアーレフでも死亡者が出ている。ケロヨンでは「カルマ落とし」として竹刀で数千回たたかれて死亡した事件が起こっている。この集団では、子どもから食の煩惱をおとすとして手の甲に火傷をさせていた。ここ数年小学校にもいかせていなかった。昨年一時保護した児童相談所の努力には頭が下がる。

2 オウム集団には麻原彰晃がいないだけで、破壊的カルトたる特質は変わっていない。

死の恐怖を煽り立て情報を隔絶させ、霊的指導者である「グル麻原への絶対的な帰依」を強調しているのである。「オウムの常識は社会の非常識、社会の常識はオウムの非常識」「真理のための嘘」という合言葉も生きている。

時に「今はまじめに修行しているだけ」などと言う知識人や映画監督がいるが、このように容易に騙される人がいるという事態も変わっていない。無差別大量殺人の実行犯らさえ「まじめに修行する一環としての殺人」をしたのである。「悪意の殺人は限度があるが善意の殺人は限度がない」ことがオウム事件の末恐ろしさだったことを忘れては困る。

アーレフでは、一昨年末、修行として富士登山をした中堅幹部が死亡したが、メンバーには知らされずインターネットにも出ているままである。そんなことも、裁判での元高弟たちの証言も被害者らの叫ぶような証言も知らないまま、ストイックに「尊師に帰依」するために立位礼拝や教学をしている。そんな集団に、当時小学生だった子どもが今、ホームページや占いなどを窓口に勧誘されている。

3 昨年、20歳を過ぎていた女性がようやく義務教育を終了することができた。小学校3年で母とともに出家させられていたところ、世紀末になってようやく本当に脱会でき、私からも強く要請して夜間中学校に入れてもらえたのであった。

大人の脱会者も自己喪失と社会に馴染めないことに悩む。福祉職場などを目指す人が多いが、現実と理想のギャップに悩む。うつ状態から自殺への危険を避けるため互いにケアをし、まともな宗教者や精神科医を紹介しあったりもする。まともな宗教者とは宗派での地位ではまったくなく、数は少ないがカウンセリングの心を知っている宗教者である。

4 現世もまともではない。地球環境の破壊、力による政治はかわらず、階層も分化・固定化するばかりで閉塞感が深まるばかりである。そんな現世でも戻るところはここしかないのだから、「こちらに帰っていらっしやい」と言うほかない。

5 オウム裁判では、弟子12人への死刑判決、5人への無期懲役判決(うち3人確定)となった裁判審理を通じてオウム事件のほとんどは判明した。重要なのにほとんど報道されていないが、犯行に使う物件にオウム宛の領収書をもたらってくる、奇妙な変装をして多くの事件を実行したこと、女装や方向を占っての逃走といったことがあった。サリンの製造撒布も、水中都市計画やウラン鉱石を掘りに行くところから始める核兵器開発と同様の位相でされたのであった。破壊的カルト集団における犯罪の特質を示す。

だが、なぜ弟子たちがああも唯々諾々と松本被告の指示に従ったかが、ほとんどの判決文には示されていない。このいわば事件発生の機序を知ることが国民の求めた重要な点であり、同様の事件を防止するため得るべき知識でもある。

少なくない元弟子の弁護人はマインド・コントロールによる「適法行為の期待可能性の減退」などを主張立証したが、裁判所は事件の重大性の故だろう、井上嘉浩被告に対する一審判決をほとんど唯一の例外として、応えなかった。

6 松本被告の裁判はどうだったか。検察側の論告ではこの点を示していない。おそらくはマインド・コントロールやLSD・覚せい剤の使用による洗脳といった実態を示せば、元弟子達の量刑に影響を与えるからであろう。これでは事件発生の際を説明しきれない。一九九五年初夏、東京地検次席検事が述べていた「マインド・コントロールの影響で調べが困難だったが」という言葉と矛盾する。

一方で松本弁護団は弁論で「真に宗教家だから犯行を指示したはずがない」という信じがたい総論を述べた。カルト問題を知らないばかりでなく、宗教の歴史をなんら学んでいないのではなかろうか。たとえば言えば、カルトかどうかは1kgか100kgかの問題であり、宗教かどうかは1mか100mかの問題である。聞いていて同じ弁護士として恥かしかつた。

まあ、証人の私に「麻原さんの霊性は高いと思うか」なぞと聞いてきた弁護団だから不思議ではない。あの折は「傍聴席にいる弟子が喜ぶような質問をするな」と答えたが「霊性というものをここに出してください、そうすれば高いか低いか言う」と答えるべきだった。

今年、元弟子のうち一人の死刑判決が確定するかもしれない。しかし、麻原彰晃こと松本智津夫被告の裁判が確定するまでは、元弟子の死刑判決は確定させるべきではないし、まして執行すべきではない。弟子の死刑を真に喜ぶのは松本被告だけなのだから。

7 被害者への救済もなっておらず終わっていない。地下鉄サリン被害者らは、あの恐怖の1995年に、自らの名と住所を示し多額の予納金まで用意して宗教法人の破産を申請した。国は、被害者の配当を税金よりも優先させる法律と、後のオウム集団の財産が宗教法人から流出したと推定するなどの法律を作ったが、これとて被害者らの多大な努力でできたものだった。

結局、配当は30.67%に止まるのであり二六億円余が配当されないままである。金銭が入っても命は戻らず、健康は容易に回復しない。だが、判決で認定されているとおり、一連のオウム事件は日本国の支配を目指してされた事件でありテロであった。その救済を国家としてしないのは理解に苦しむ。真実テロとたたかうならば、9・11事件で米国が被害者救済に尽くしたのと比較しても恥かしくないだろうか。

以上

弁護士 滝本 太郎



私の視点

94年に私は、オウム真理教（本流は現在アレーフ）によるサリン襲撃を受け、オウムからの脱会支援や「空中浮揚」の種明かしをしたためだ。今も脱会者への支援活動をしている。

アレーフの信徒らが医薬品成分のステロイドを含むクリームを不正に販売したことが昨年判明した。今年、幹部出家者が「温熱修行」によって死する事件も起きた。

教団の分派グループで

は、メンバーが竹刀で数手回したかれ死した事件があり、分派代表は傷害致死に問われている。子もまたちほ手の甲に「カルマ落とし」のためのやけどをさせられていた。

アレーフでは今も、死の恐怖をおおりに立て、メンバーを情報から隔絶させて

「グル」に帰依させる手法が使われている。元高弟や被害者の証言を知らないの普通のメンバーである。そんな集団に、ホームペー

じや占いを通じて人々が勧誘されている。

オウムが今では罪を犯さなくなっていることを強調している知識人や映画監督らがいるが、オウムは「ま

じめな修行」の一環として無差別大量殺人を起こした集団である。「悪意の殺人には限度があるが善意の殺人には限度がない」。それが一連の事件の真の恐ろしさだったことを、いま一度、思い起こすべきだろう。

脱会者の苦悩は今も続い

人が多いが、現実に対応することは容易ではない。自殺を防ぐために互いにケアをし合ったり、信頼できる宗教者や精神科医を紹介し合ったりしている。

「現世」の閉塞感は深まるばかりであるが、それでも「帰っていらっやい」と

これも被害者らの多大な努力で実現したものだった。教団から被害者に対してなされた配当は、本来支払われるべき額の30・67%にとどまっている。

もちろん、仮に補償としての金銭を得られたとしても、奪われた命は戻らず、被害者の健康は容易に回復

よいはずだ。

昨年の上原判決は、なぜ弟子たちが「グル」の指示に従ったかを示さなかった。マインドコントロールも薬物も、弟子の量刑に影響を与えたくないからだろうが、検察も指摘しなかった。再発防止に必須の点がいまだ明確に示されていない。

◆オウム事件 関係者の苦悩、終わらず

「グル」に帰依させる手法が使われている。元高弟や被害者の証言を知らないの普通のメンバーである。そんな集団に、ホームペー

じや占いを通じて人々が勧誘されている。

オウムが今では罪を犯さなくなっていることを強調している知識人や映画監督らがいるが、オウムは「ま

ている。ある20歳過ぎの女性には昨年ようやく義務教育を終えた。彼女は小学3年生のときに母親とともに出家し、20世紀末によく完全に脱会した。私からも官庁に要請し、夜間中学校は受け入れてくれた。

脱会者は、自己喪失感や社会になじめない状況に悩む。福祉職場などを目指す

加えて、被害者への救済もなっていない。

地下鉄サリン事件の被害者らは95年に、名前と住所を提示し、多額の予約金まで用意して、宗教法人オウム真理教の破産を申請した。国は被害者救済のため、オウムから被害者への配当を少しでも進ませるための法整備をしてきたが、

一連のオウム事件は、日本国の支配を目指したテロだった。政府がその事件の被害者を救済しない事実が、まったく理解に苦しむ。真に「テロ」と闘うこと

言いつのなり、9・11テロ事件の際に米国政府が被害者救済に尽くしたのと同様の努力を、日本政府が示して

投稿規定 1300字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒104-8001朝日新聞社企画報道部「私の視点」係へ。電子メールはstien@asahi.com 二重投稿、採否の問い合わせは遠慮ください。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。

地下鉄サリン事件から20日で10年になる。オウム事件は終わっていない。